

令和元年度埼玉県温室効果ガス排出削減セミナー

# 埼玉県の温室効果ガスの削減状況と 排出量取引制度の制度改正について

令和2年2月26日  
埼玉県環境部温暖化対策課

# 内容



- 1. 埼玉県温室効果ガスの削減状況**
- 2. 目標設定型排出量取引制度  
第3計画期間の主な改正事項**



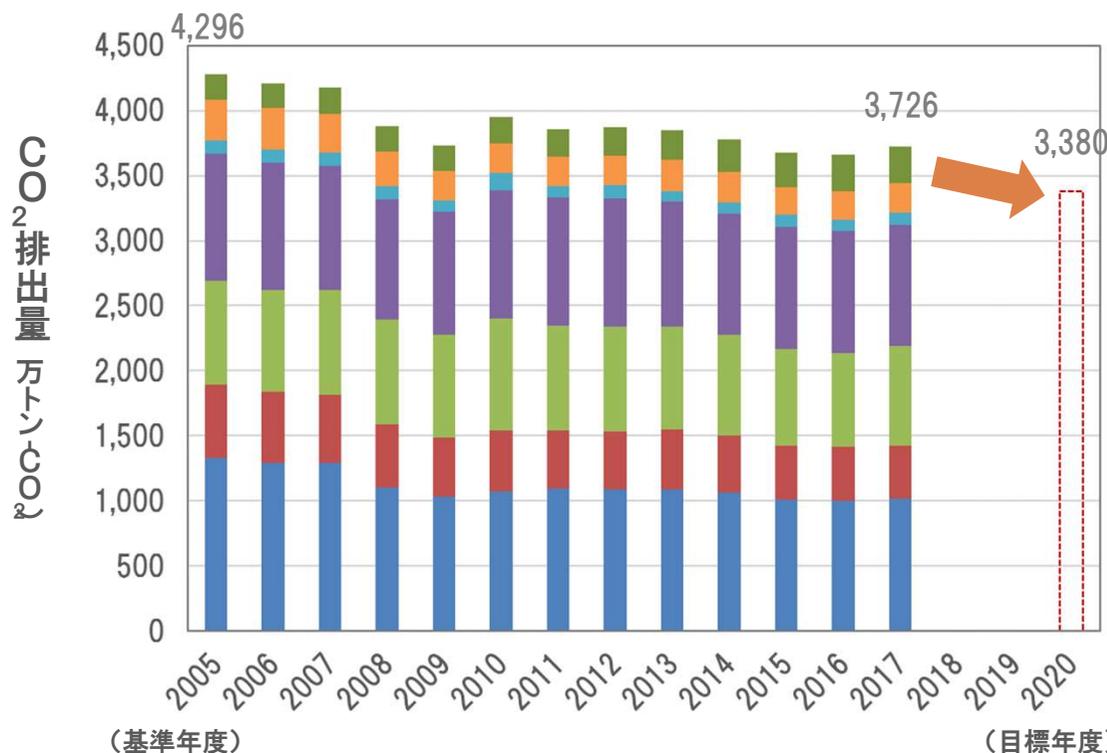
# 1. 埼玉県温室効果ガス削減状況

# 1. 埼玉県温室効果ガスの削減状況

## 埼玉県全体の温室効果ガス排出量(需要側)の推移※

➤ 2017年度の温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub>換算値)  
**3,726万t-CO<sub>2</sub>(基準年度(2005年度)比13.3%減)**

➤ 温室効果ガス排出量は**年々減少傾向**



埼玉県地球温暖化対策実行計画  
「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」

【削減目標】

基準年度:2005年

目標年度:2020年

目標削減率:

温室効果ガス排出量(需要側)を  
**21%削減**

※ 現在、次期計画を策定中

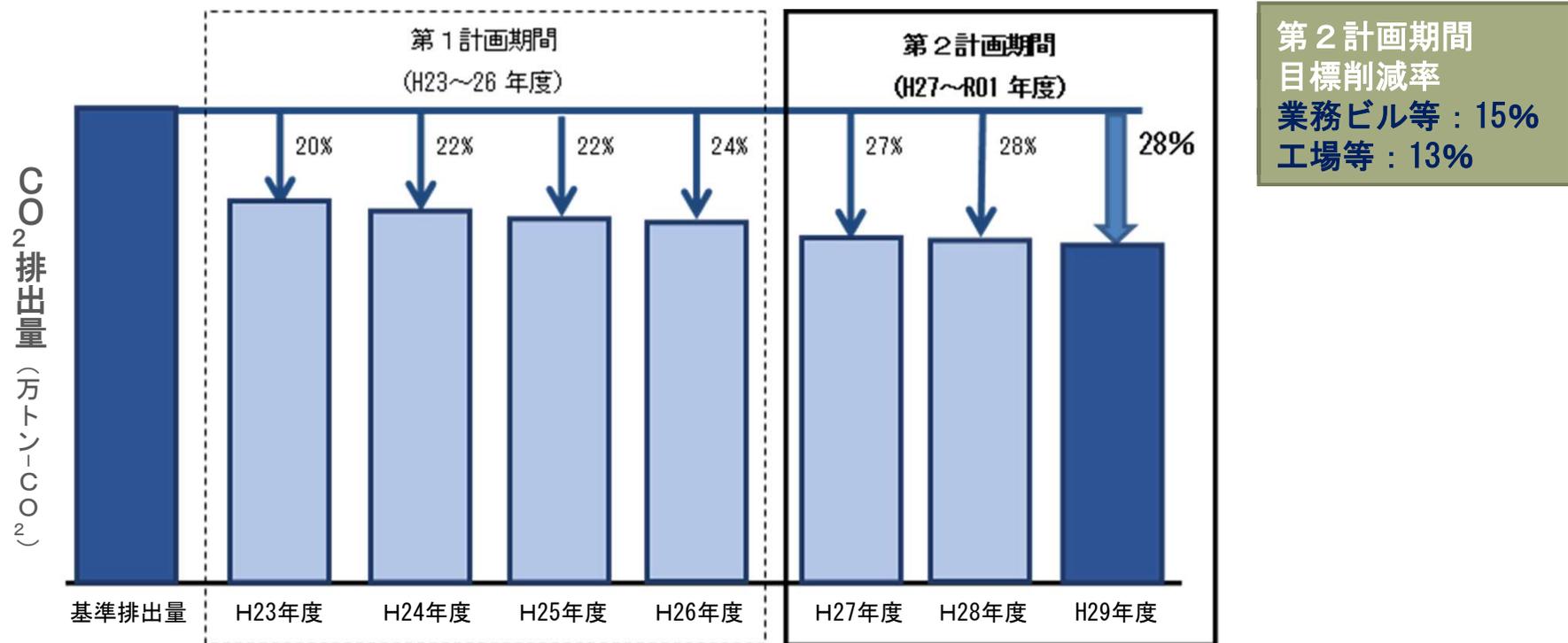
- その他の温室効果ガス
- 工業プロセス部門
- 廃棄物部門
- 運輸部門
- 家庭部門
- 業務部門
- 産業部門

※ 電力排出係数2005年度固定値での算定。算定値はR2年2月19日報道発表時点。  
 ※ 今後、各種統計データの修正、算定方法の見直し等により、再計算される場合があります。

## 1. 埼玉県温室効果ガスの削減状況

# 排出量取引制度対象事業所全体のCO<sub>2</sub>削減率の推移

- 第1計画期間: **目標削減率以上の削減を達成**(基準比平均**22%減**)
- 第2計画期間: **第1計画期間を上回る削減率で推移**(基準比平均**28%減**)



【備考】 基準排出量や実績排出量は検証前の数値を含んでいるため、今後変動する可能性があります。

## 1. 埼玉県温室効果ガスの削減状況

# H29年度のCO<sub>2</sub>排出量削減状況

➤ **433事業所(75%)**が自らの対策で**目標削減率以上に削減**

	目標削減率 (%)	事業所数	基準排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	H29年度排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	基準排出量に対する削減率 (%)	目標削減率以上の事業所数
第1区分 (業務ビル等)	15	169	164	118	28	136 (80%)
第2区分 (工場等)	13	411	882	630	29	297 (72%)
合計		580	1,046	748	28	433 (75%)

【備考】CO<sub>2</sub>排出量及び基準排出量は各事業所の合計値です。

また、基準排出量や実績排出量は検証前の数値を含んでいるため、今後変動する可能性があります。



## **2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項**

## 2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

### ① 目標削減率の改正

		目標削減率		
		第1計画期間 (H23~H26)	第2計画期間 (H27~R01)	第3計画期間 (R02~R06)
第1 区分	事務所、店舗、熱供給事業所等 (1-1区分)	8%	15%	22%
	上記のうち、他人から供給された 熱の割合が2割以上であるもの (1-2区分)	6%	13%	20%
第2 区分	第1区分以外の事業所 (工場、上下水道、廃棄物処理施設等)	6%	13%	20%

#### 【備考】

平成24年度以降に新たに対象となった事業所については次のとおり適用する。

- ① 対象となってから4年間は目標削減率 8%又は6%
- ② 対象となってから5~9年目は目標削減率 15%又は13%

2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

## ② 中小企業等の事業所での緩和措置

中小企業等が設置する事業所の目標削減率を1/4緩和

		目標削減率				目標削減率
		第1計画期間 (H23~H26)	第2計画期間 (H27~R01)	第3計画期間 (R02~R06) 緩和前		第3計画期間 (R02~R06) 緩和後
第1区分	事務所、店舗、 熱供給事業所等 (1-1区分)	8%	15%	22%		16.5%
	上記のうち、他人 から供給された熱 の割合が2割以上 であるもの (1-2区分)	6%	13%	20%		15%
第2区分	第1区分以外の事業所 (工場、上下水道、 廃棄物処理施設等)	6%	13%	20%		15%

【備考】第3計画期間の目標削減率(22%又は20%)が適用される事業所において緩和する。

## 2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

# ②中小企業等の事業所での緩和措置(参考)

### <中小企業等の定義>

※詳細な要件や手続はガイドラインにおいて規定  
(手続はR2年度を予定)

#### (1) 中小企業基本法に規定する中小企業者

ただし、大企業等が実質的に経営を支配する場合等以下の場合、目標削減率の緩和対象にならない。

	要件
①	その子会社が大企業であるとき(特定中小企業)
②	大企業若しくは特定中小企業又はその役員が当該中小企業の経営を実質的に支配している場合 ※発行済み株式の1/2以上を保有 など
③	①、②、国、地方公共団体、医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社などが当該中小企業の経営を実質的に支配している場合 ※発行済み株式の1/2以上を保有 など

#### (2) 組合等

協業組合、事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合 など

#### (3) 個人

2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

### ③医療施設での緩和措置

人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設については、  
目標削減率を**2%減ずる**。

		目標削減率				目標削減率
		第1計画期間 (H23~H26)	第2計画期間 (H27~R01)	第3計画期間 (R02~R06) 緩和前		第3計画期間 (R02~R06) 緩和後
第1区分	医療施設 (1-1区分)	8%	15%	22%		20%
	上記のうち、他人 から供給された 熱の割合が2割 以上であるもの (1-2区分)	6%	13%	20%		18%

【備考】第3計画期間の目標削減率(22%又は20%)が適用される事業所において緩和する。

## 2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

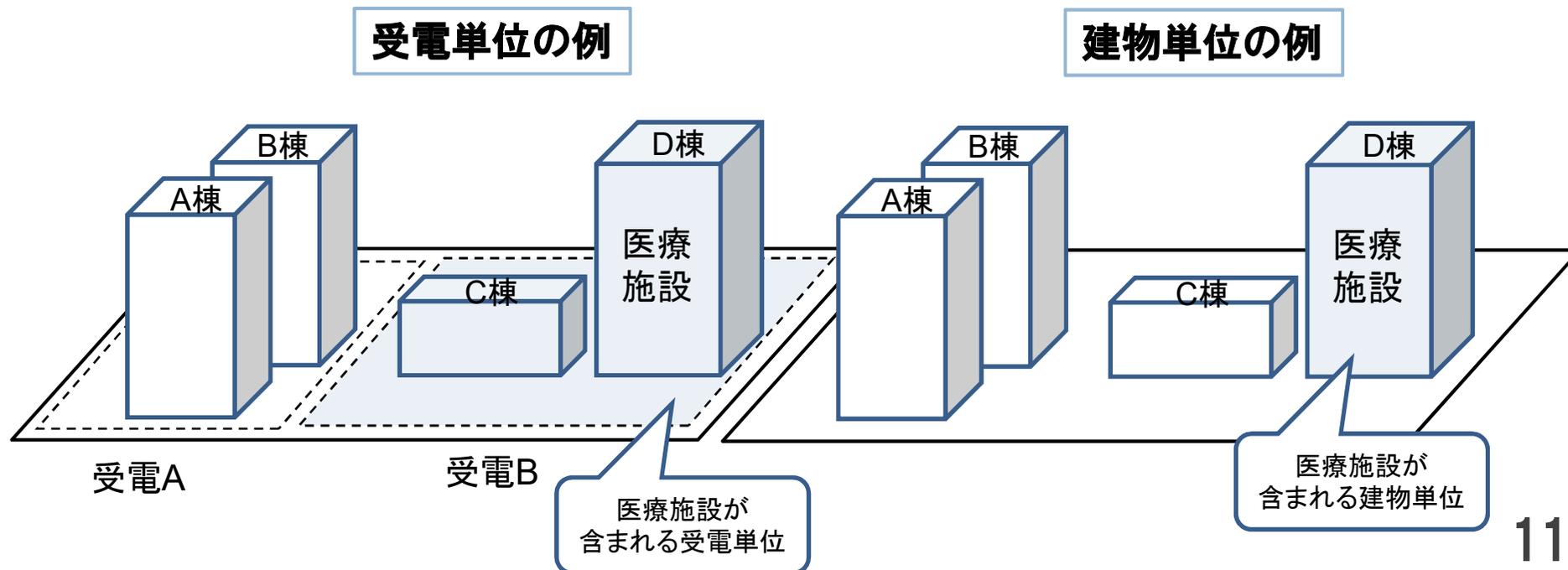
### ③医療施設での緩和措置(参考)

#### 対象:主たる用途が病院その他の医療施設で構成される事業所

※詳細な要件や手続はガイドラインにおいて規定

##### <対象のイメージ>

受電単位又は建物単位において、医療施設が主要な施設であり、医療施設が含まれる範囲における排出量が事業所全体の「1/2以上」である場合に適用



## 2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

# ④低炭素電力選択の仕組みの導入

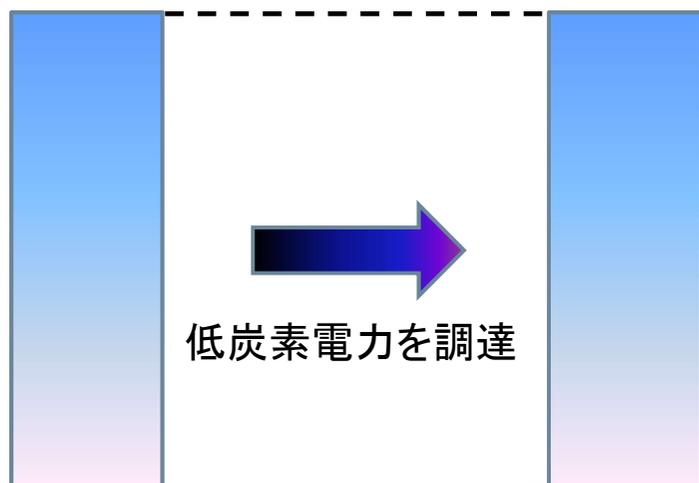
### 第3計画期間は低炭素電力選択の仕組みを導入

- ⇒ ・ 大規模事業所の目標達成手段が増加
- ・ 低炭素電力を調達した事業者を評価

<低炭素電力選択の仕組み イメージ>

(第2計画期間まで)

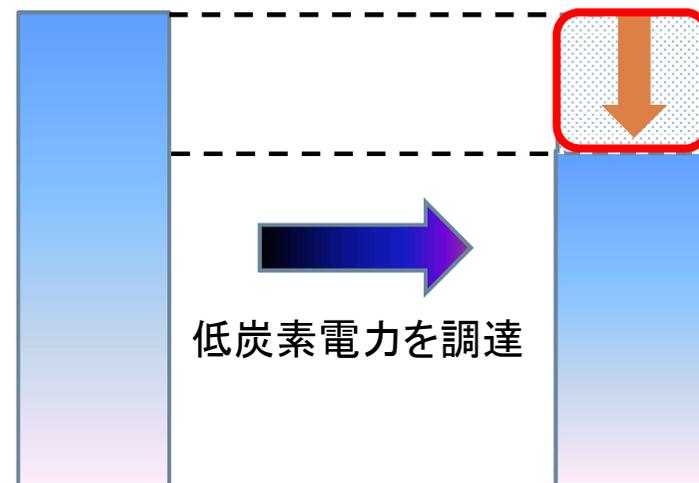
調達する電力によらず排出係数は固定



低炭素電力を調達しても排出量に反映できない

(第3計画期間)

調達する電力の排出係数の違いを反映



低炭素電力調達分を削減量として算定可能

## 2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

# ④低炭素電力選択の仕組みの導入(参考)

### 低炭素電力の要件

※ 算定方法や検証方法などの詳細についてはガイドラインにて規定

温対法に基づき国が公表する調整後排出係数：**0.37(t-CO<sub>2</sub>/千kWh)以下**

ただし、残差の係数が固定係数 0.495 (t-CO<sub>2</sub>/千kWh) 以下であること

※ 国が公表する排出係数は算定対象年度の翌年度7月に公表される値を用いる。  
(調整後排出係数：算定対象年度の前年度、メニュー別排出係数：算定対象年度)

### 削減量の算定方法

削減量 (t-CO<sub>2</sub>/年)

$$= \text{低炭素電力調達量 (千kWh/年)} \times \left( \text{固定排出係数 (0.495)} - \text{調整後排出係数 (0.37以下)} \right)$$

- ◆削減量を算定しなくてもよい(大規模事業所が任意で選択可能)。
- ◆目標達成手段の1つであるため、高炭素電力の要件は設けない。
- ◆低炭素熱選択の仕組みは設けない。